



2023年5月2日

各位

会社名 株式会社ボードルア
代表者名 代表取締役社長 富永 重寛
(コード番号：4413 東証グロース)
問合せ先 経営管理本部長 村上 海磯
(TEL 03-5772-1835)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の変動に関するお知らせ

当社は2023年4月18日の取締役会において、2023年5月25日開催予定の第16期定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更および役員の変動を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものです。

(2) 移行の時期

2023年5月25日開催予定の第16期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に關する規定の新設ならびに監査役会および監査役に關する規定の削除等、所要の変更を行うものがあります。

(2) 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

(3) 変更の日程

定時株主総会開催日 2023年5月25日(予定)

効力発生日 2023年5月25日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2023年5月25日付）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
富永 重寛	代表取締役社長	同左	再任
藤井 和也	代表取締役	同左	再任
程島 義明	取締役営業統括本部長	同左	再任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
岡本 俊夫	社外取締役 監査等委員	社外監査役	再任
矢上 浄子	社外取締役 監査等委員	—	新任
瀬尾 安奈	社外取締役 監査等委員	—	新任

【新任候補者略歴】

氏名	略歴	
矢上 浄子 (1976年5月6日) (戸籍上の氏名： 濱田 浄子)	2002年10月 2002年11月 2007年6月 2008年12月 2009年1月 2019年1月	ニューヨーク州弁護士 登録 アンダーソン・毛利法律事務所（現：弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所） 北京オフィス 入所 外務省経済局 勤務 弁護士登録（第二東京弁護士会） 弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所（現） 同社 パートナー 就任（現）
瀬尾 安奈 (1980年9月29日)	2004年12月 2008年6月 2011年9月 2021年9月	監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ） 入所 公認会計士登録 公認会計士瀬尾安奈事務所 設立（現） 汐留パートナーズ(株)（現：RSM 汐留パートナーズ(株)） 監査役 就任（現）

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名	備考
加藤 裕司	補欠社外取締役 監査等委員	—	新任

(4) 退任予定取締役（2023年5月25日開催予定の第16期定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
安藤 温	—	社外取締役	任期満了

(5) 退任予定監査役（2023年5月25日開催予定の第16期定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	新役職名	現役職名	備考
竹内 靖浩	—	社外監査役	任期満了
尾中 直也	—	社外監査役	任期満了
西川 研一	—	社外監査役	任期満了

以 上

【別紙】

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査等委員会 (削除) 3 会計監査人</p>
<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設)</p>	<p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、7名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に區別して、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) (新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が当該提案について異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、<u>会社法第370条の規定により</u>、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により</u>、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第31条 当会社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により</u> 、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当会社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により</u> 、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(監査役の数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>監査役の過半数</u> をもって行う。	(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる <u>監査等委員の過半数</u> が出席し、 <u>その過半数</u> をもって行う。
(監査役会議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名するものとする。

現行定款	変更案
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の実任免除) 第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第41条～第46条（条文省略）</p>	<p>第37条～第42条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項に定めるところによる。</p>